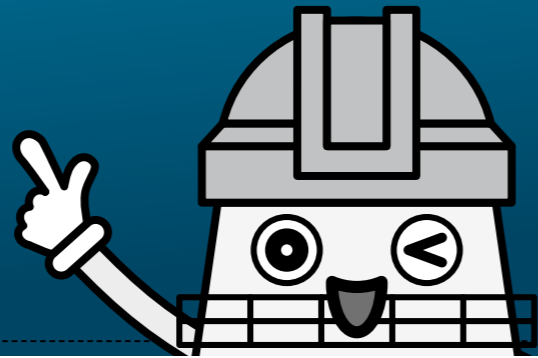


# まちづくり 活動支援事業 補助金のお知らせ



この事業は、新たに実施する魅力あるまちづくり活動を支援するため、予算の範囲内において年間最大10万円の補助金を交付するものです。

## 申請期限

令和5年5月31日(木)  
※申請書類に不備があると受理できません。

## 補助対象事業者

対象となるのは、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者です。

- 1 町内に拠点があり、かつ町内で活動する団体であること。
- 2 団体を組織する者(会員等)の人数が5人以上、かつその6割以上が町内に在住していること。  
※同一年度に申請のあった複数団体において会員等となっている者は、いずれか1つの団体でのみ会員等の人数に算入します。
- 3 組織の運営に関する規約等があり、代表者を有すること。

## 補助対象事業

1	地域振興(地域の環境美化、景観の保全・管理、にぎわい創出等)に関する事業
2	林業振興(森林の保全・利活用、ときがわ産木材の利用促進等)に関する事業
3	農業振興(町が指定する農作物の栽培・加工技術の向上等)に関する事業
4	商工振興(特産品の新規開発・生産等)に関する事業
5	観光振興(町の魅力発信、観光入込客の増加促進等)に関する事業

## 申請書類

申請書・団体等の会則・会員名簿・事業計画・予算書等の提出が必要となります。  
※申請書は、役場産業観光課にあります。事前相談の際にお渡しします。

## 審査の方法

補助金の交付決定にあたり、書類審査のほか、審査委員会でのプレゼンテーションを行います。

## 補助の対象となる経費

- 令和5年度に実施される活動経費のうち、
- ① 講師謝礼
  - ② 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料
  - ③ 通信運搬費、広告料、手数料
  - ④ 使用料、賃借料
  - ⑤ 原材料費
  - ⑥ 備品購入費

## その他事項

- 補助金交付決定団体数が多い場合は、補助金交付額が満額とならない場合があります。
- 不適切な活動や補助金の目的外使用があった場合、町に補助金を返還していただきます。
- 過去にこの補助金の交付を受けた補助対象事業者が、交付後10年以上継続して補助対象事業を実施している場合は、1回に限り補助を受けることができます。

## 問い合わせ

商工観光課 ☎ 65-1584

## 鳥獣被害を防止するための補助金をご利用ください

町では、鳥獣による農作物被害を防止するために設置する電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、トタン柵等の施設に対し、資材・材料代にかかる費用を個人・団体等に補助します。

**補助額** 資材・材料代の2分の1以内の額。(限度額10万円、1,000円未満切り捨て)

**申請** 補助金交付申請書、設置計画書、見積書の写しを提出してください。

※交付決定前の資材・材料の購入は認められませんのでご注意ください。

※地目が田・畑以外の家庭菜園では申請できません。  
※営農してなくても申請できます。

※完了後、報告書、領収書の写し、施設の様子分かる写真(複数枚)を提出してください。

**問** 農林環境課 ☎ 65-1532

## 薪ストーブの設置に補助金を交付します

町では、薪ストーブを設置する方に対し、4月から補助金を交付します。

- 対象**
- ・薪ストーブ付きの自家用住宅を新築または購入する方
  - ・薪ストーブ付きの事業所を新築する、町内に事務所がある事業者
  - ・町内で、建築確認を伴う増改築を行い、増改築箇所に薪ストーブを購入し設置する方

**補助額** 薪ストーブの本体購入経費と設置に要する経費の2分の1以内(限度額10万円、1,000円未満切り捨て)

**問** 農林環境課 ☎ 65-0814

## 浄化槽使用料の納付場所が変更

4月1日から、役場第二庁舎での浄化槽使用料の納付場所が変更となります。

**旧** 行政サービスコーナー(第二庁舎1階)

**新** 水道課(第二庁舎2階)

**問** 水道課 浄化槽担当 ☎ 65-1555

## 除草作業に助成金と燃料の現物支給を行います

町では、町内の道路・水路・河川の除草作業を行っていただけるボランティア・有志団体に対して、助成金の交付、燃料の現物支給を実施します。

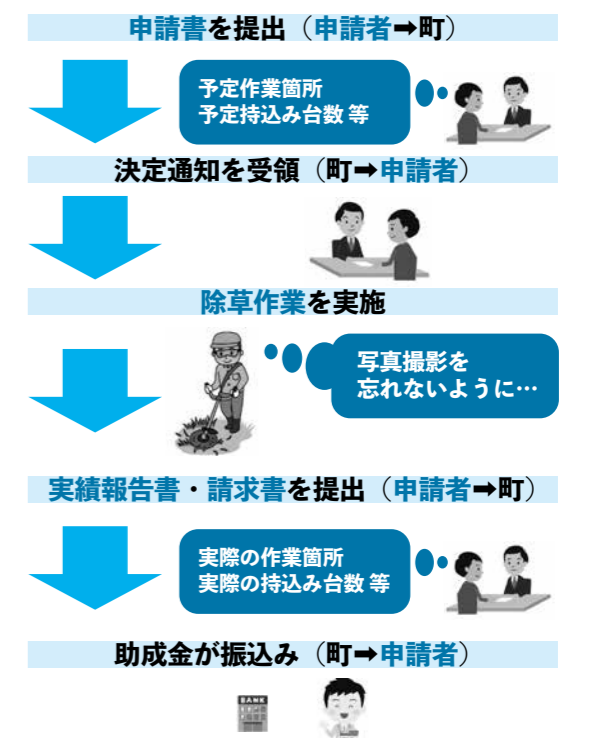
**対象団体** 行政区、道路愛護団体等  
※団体登録は不要

**対象区域** 町の道路、水路、河川等

**助成金額** 1回の作業につき、草刈機の持込台数×900円を助成します。  
※助成金は、請求後に申請の口座にお振込みします。

**支給燃料** 草刈機の使用に伴う使用相当量の燃料  
※燃料は混合燃料、またはガソリンの支給となります。  
※草刈機1台に対して、1ℓが目安です。

**申請** 以下の流れになります。



※すべての流れをメールで行うことも可能です。  
※年2~3回実施されている、ときがわ町コミュニティ協議会の「道路・河川清掃」以外の除草作業が対象となりますのでご注意ください。  
※申請書類は、町HP、建設課窓口でご確認ください。また、申請を希望される方、詳しく内容を知りたい方は、下記担当までご連絡ください。

**問** 建設課 ☎ 65-1539

